

第 4-4 章 公園

4-4-1. 公園の景観形成の基本的な考え方

公園の景観は、立地特性、利用特性、施設内容等に応じて、多様な景観を有していますが、特に地形、植物、水など自然要素が基調となっており、利用する人々も景観の構成要素となることが公園ならではの特性といえます。

また公園は、人々が滞留し眺望を楽しむ場であり、心地よい視点場としての役割を果たすことも大切です。公園景観ならではの特徴を活かし、良好な景観を形成・保全するには次の点に配慮することが重要です。

(1) 安全性・利便性・経済性・環境・景観の全てに配慮

公園は、住民が憩い、自然とふれあう空間として、様々な地域において、うるおいや安らぎを与えてくれるものです。人間を大事にしていることが分かる整備、おもてなしが感じられる整備を心がける必要があります。

例えば、眺望の良い場所なら、施設や樹木等で阻害することのないよう配慮したくつろげるベンチを配置するなどが考えられます。景観に配慮した整備を行うことは、安全性・利便性・経済性・環境とともに考慮すべき重要な項目です。



写真 4.4.1 背景の山並みへの眺望が得られる公園
（富士吉田市・県立富士北麓公園）

(2) 地域特性を活かした景観形成

公園は、住民が憩い安らぎ、スポーツ、レジャーを楽しむことや、山々の眺望を楽しむ施設です。そのため、地域の地形、自然環境、人々の暮らしとしての歴史や文化などを有効に取り入れることにより、より一層質の高い利用形態が可能となります。従って、これらの地域特性を十分調査し、**地域の景観を活かした**魅力ある公園にしていくことが重要です。また、モニュメント等を設置する場合は、違和感のあるものとならないようにするため、この地域特性の調査を踏まえ、設置の必要性和姿形について十分に検討する必要があります。



写真 4.4.2
(甲府市・県立舞鶴城公園)



写真 4.4.3
※参考文献 4-4-1 より (甲府市・県立曾根丘陵公園)

(3) 景観形成をトータルに考える

公園の良好な景観形成のためには、地域の景観と調和することが重要です。地域には、道路、河川、砂防・治山、公共建築物など、様々な公共施設がありますが、これらとの景観の調和に配慮する必要があります。

そのため、地域の景観特性のイメージを他の部署や市町村等関係者間で共有することが重要であり、地域の賑わいや利便性等の向上の面からも、**他の施設と連携していく**ことが大切です。

また、公園と地域周辺との境界の連続性に配慮することで、地域住民等の利用者や、他施設とつながりのある公園にすることができます。

(4) 利用形態を想定し、地域景観の見せ方などを検討する

公園の景観については、実際に利用する形態を想定した上で検討する必要があります。例えば、遠景に特徴ある山並みなどが存在する場所に、これらを遮って高木を植えないように配慮する等が考えられます。

また公園は、盆地から山々の眺望を楽しむことや、山々から盆地に広がる街並みの眺望を楽しむことなど、その地域環境の特性を活かした視点場としての役割を持っていることに留意し、そこから**見せるべき「主役」を分かり易く見せる**と同時に、利用者が快適に眺めを楽しむことができるような視点場整備の観点も重要な要素です。



写真 4.4.4 眺望を活かした公園
（笛吹市・市立八代ふるさと公園）



写真 4.4.5 眺望を活かした公園
（富士河口湖町・町立八木崎公園）

（5）本物を目指す

公園の施設は、そのものを利用者が直に触れたり、道具として使用するものもあり、見た目だけでなく、質感や手触りなど、あらゆる感覚を使って楽しむものがあります。

このため、使い勝手に十分配慮し、**飽きのこない本来の目的に合った素材**を選定する必要があります。また、植栽などにおいて、地域資源である地域の在来種が良好な景観を形成することが多く、活用を検討することも大切です。



写真 4.4.6 かつての素材に加えて、現在の素材の取り入れ
消滅した沼の再生に際して、水際や雑木林が再現されている。ただし、純粋な農村風景の再現によって風景をテーマパーク化してしまうことを避けて、橋やレストハウスにはあえて現代のデザインを取り込むことで、自然と人為がまざった現代の風景が表現されている。
※参考文献 4-4-2 より（茨城・市立古河総合公園）

(6) 構想段階からの一貫した景観配慮

公園の景観形成は、整備の完了をもって完成するのではなく、その後の管理運営の中で目標とする景観が実現されていくものです。公園の良好な景観形成のためには構想・計画段階から維持管理・活用段階までの一貫した考え方のもとに進めることが大切です。

また、公園の施設や空間を地域住民等が愛着を持って利用し、維持管理に関して連携・協働していくためにも、事業の構想・計画段階から積極的に説明会やワークショップ等により意見を交わしていくことが大切です。

(7) さまざまな主体の連携住民等との協働による景観形成

公園は、住民が憩い、自然とふれあう空間として、様々な地域においてうるおいや安らぎを与えてくれるものです。そのため、住民への説明会やワークショップ等の開催により、住民のアイデアを取り入れ、親しまれる公園とすることが大切です。

更に、公園の施設や空間を利用し維持管理に関わる地域住民等との連携・協働体制を、事業完了後まで持続させていくことが大切です。



写真 4.4.7 イメージを共有する合意形成

協働による景観形成では、住民や行政等の関係主体が景観の目標像等に関してイメージを共有して合意形成を図ることが重要である。

※参考文献 4-4-3 より

4-4-2. 構想・計画段階

調査・計画段階は、公園の整備方針を設定し、導入する機能、施設やその概略の配置等を定める段階であり、公園の景観の大枠もこの段階で決まるものである。

そのため、与条件として公園の整備目的や上位計画での景観形成上の位置づけを把握した上で、**公園の整備方針とあわせて景観形成の方針を定める。**

周辺環境や施設との関係が重要です。

一体的な整備や周辺のコンクリートが、景観としても望ましいものとなります。

- 周辺施設と一体的に整備することは、結果的に**事業費の圧縮**に繋がります。



写真 4.4.8 河川・駅前広場との一体整備

(北海道・旭川駅)



写真 4.4.9 眺望の確保

※参考文献 4-4-2 より (宮崎・西都原風土の丘)

- 眺望が得られることは、**利用者の安心感**に繋がります。

(1) 景観形成のための与条件調査

地域特性を活かした公園の景観形成を行うため、公園区域及び周辺地域の地形や植生等の自然環境、歴史・文化・産業・生活等の社会環境について調査し、**特筆すべき自然的資源や歴史・文化的資源等について把握することが重要です。**

また、景観関連の規制や誘導の有無とその内容についても把握することが大切です。

① 景観特性や資源の把握

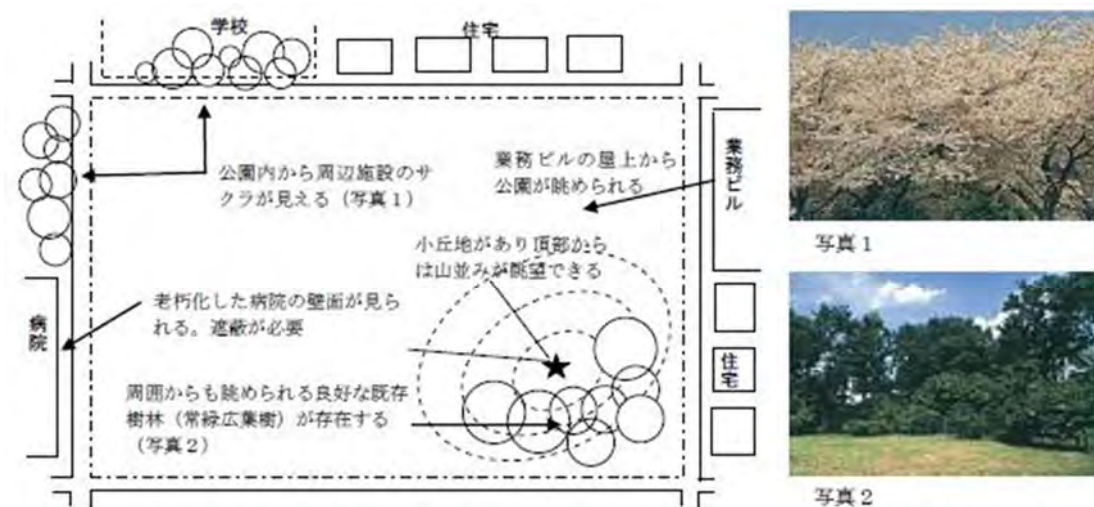
現地調査や文献調査、ヒアリング等によって、公園の区域内及び周辺地域の自然環境や社会環境の現況を調査・把握し、景観面からみた当該公園の特性や課題、景観資源等を明らかにします。

景観の見え方については、実際に現地を歩いて確認する必要があります。また、利用者となる周辺住民の生活の様子を肌で感じたり、住民の生の声を聞くことは景観形成の面からも、また公園の利用全般からみても重要です。特にリニューアルに際しては、現在の公園内の現状（景観の状況、樹木等の景観資源の状況、公園内施設の状況等）や利用の状況・利用者の評価等について調査します。

調査結果は、項目ごとに整理した上で、活用
の考えられる景観資源や、景観形成にあたって
の課題等、公園計画に反映させるべき留意事項
を抽出した景観条件図としてとりまとめます。
その際、写真を添えるなどするとより分かりや
すくなります。

主な調査項目

自然環境	気象（気温、降水、風、日照等）、地形・水系、土壌 植生（緑の分布状況、公園内の植生） 生物の生息状況 自然的景観資源の有無と内容 等
社会環境	人口規模・密度・構成、交通条件、土地利用 土地利用規制（都市計画等）、公共施設等の分布 公園等の配置状況と施設内容 地域の沿革と歴史 産業・特産物、歴史・文化的資源の有無と内容 公園整備に対する地元の意見・要望



小規模な公園の場合は、実際に現地を歩いて得られた情報を、上記の景観条件図等
の形で写真とセットにして整理しておくとい。

図 4.4.1 景観条件図作成イメージ

※参考文献 4-4-3 より

② 上位計画等での位置づけの把握

与条件として、当該公園がまちづくりや景観形成に関する上位計画等における位置づけを把握し、景観面からどのような理念、目的、機能等をもって整備されるものであるかを明らかにします。

上位計画での主なチェック項目

上位計画	主なチェック項目
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> 公園区域が、将来都市構造のどのような場所に位置しているか。 公園区域及び周辺地域に対して、どのような土地利用方針や景観形成の方針が示されているか。また、どのような土地利用規制が設けられているか。 都市施設の整備方針で、公園区域がどう扱われているか。
緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 公園区域が緑地のネットワーク形成においてどう扱われているか。 公園区域と周辺地域の緑とのつながりが、都市全体の緑地の配置方針でどう示されているか。 公園区域が緑化重点地区内の公園整備の方針でどう扱われているか。
景観計画	<ul style="list-style-type: none"> 公園区域が、都市の景観構造のどのような場所に位置しているか。 景観の形成方針で、公園区域がどう扱われているか。 公園区域に対して、どのような景観形成上の制約条件が設けられているか。

③ 景観関連の規制・誘導についての把握

公園の区域及びその周辺における、景観の形成に関連する規制や誘導について、その目的や内容を把握し、計画・設計に反映させます。

景観関連の規制等の把握にあたっては、景観法、都市緑地法、屋外広告物法、都市計画法をはじめとした法によるものだけでなく、市町村独自の条例によるものも対象とします。【2-1. 参照】

また、公園は、景観法における景観重要公共施設として位置づけることができ、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。当該公園が景観重要公共施設となっている場合はこれらの内容を把握しておく必要があることはもちろんですが、そうでない場合であっても他の公園の位置づけ状況や景観計画における記載内容を把握しておくことが望まれます。

(2) 景観形成方針の明確化

公園の景観形成にあたっては、計画の段階からどのような景観形成を目指すのかを明確にすることが必要です。景観形成の方針の検討にあたっては、まちの中心部であるか、自然の豊かな地域であるかなど、当該公園の立地条件に応じて検討します。

また、地域の自然的・歴史的資源、文化や地場産品の活用等、**地域の独自性を活かした方針を立案**することが重要です。特に、城跡、古墳・歴史的建造物等の歴史的資源や地域に残された貴重な自然等を有する場合は、これら資源を公園計画に積極的に取り込み、地域の特徴的な景観として将来に継承していくことが望まれます。

①景観形成の方針の明確化

公園の計画にあたっては、早い段階から景観形成方針を明確にする必要があります。



写真 4.4.10 エントランス広場から芝生広場への眺望



写真 4.4.11 陽山から龍頭広場への眺望

中央広場ゾーンは、周辺の山並みの眺望特性などを踏まえつつ、すり鉢状の広場に陽山、星山、月山の3つの築山を築き、エントランスから広場までは視線をしぼり、ピスタの出口で一気に広場への景観を展開することを方針としている。

※参考文献 4-4-3 より（香川・国営讃岐まんのう公園）

②景観形成の方針検討のポイント

景観形成方針は、当該公園の景観資源をどのように活かしていくか、公園内及び都市の緑としてどのような景観をつくり利用者に何を感じさせるかといった景観形成の方向性を示すものです。

その際、公園の位置づけ、都市全体の景観構造及び景観特性を踏まえ、用と景の調和に配慮しつつ、立地条件に応じた地域らしさを考慮して設定することが重要です。

まちの中心部では都市のシンボルとなる公園、自然が豊かな地域では自然の地形や植生を活かした公園とするなど、公園の立地条件に応じた景観形成を目指すことが重要です。



写真 4.4.12 谷戸の景観の保全・形成

市の緑の基本計画の「緑の7大拠点」の一つに位置付けられ、谷戸の景観を保全・活用することが整備方針とされている。

※参考文献 4-4-3 より（横浜・舞岡公園）

【整備前】



【整備後】



写真 4.4.13 利用状況に応じたりニューアル

かつて、噴水やモニュメントが利用者の滞在性を確保する広場であったが、施設の老朽化により利用制限をかけていた。リニューアルにあたり、指定管理者の事業提案によりハーブガーデンとして再整備を行った。ハーブを活用したイベント等を開催し、植物の観賞だけでなく五感で楽しめる広場の景観形成を行っている。

（南アルプス市・御勅使南公園）

③景観形成方針の表現にあたっての配慮

景観形成方針は、関係する主体が景観形成の方向性を共有し、設計・施工、維持管理・運営段階にまで継承されるために重要であり、誰もが同じように**景観の目標像をイメージできること**が求められます。そのため、多くの人がその必然性を感じ、共感できる内容を持つこと、わかりやすい言葉やイメージスケッチ等の視覚的手法を用いて共通のイメージを持てるように表現することが必要です。

事例紹介

ふるさとの緑の山の景観を維持する公園計画（秋田・市立一つ森公園）

秋田市街地に間近なスカイラインを形成する丘陵地に位置しており、基本計画において、「ふるさとの緑の山として景観の維持を図りつつ利用面からの要求に対応する」ことが整備方針として示されました。

そこで、市街地から見える緑を極力保全し、緑の山の景観の維持を図った計画されています。また、計画地内の高圧鉄塔が景観阻害要素となっていたため、市街地を眺望する展望四阿を稜線の反対側の鉄塔が見えない位置に配置するなど配慮されています。



図 4.4.2 高圧鉄塔が視界に入らない位置に展望四阿を配置

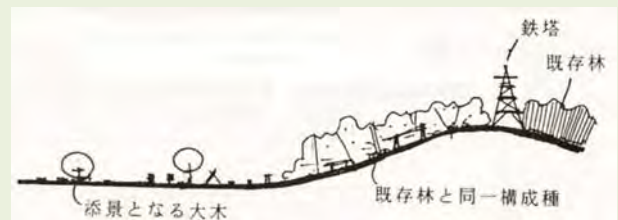


図 4.4.3 園路や広場から高圧鉄塔を遮蔽する植栽を提案

※参考文献 4-4-3 より

事例紹介

平坦な敷地での景観変化を演出する計画（東京・都立小金井公園）

サクラの名所等として親しまれている公園であり、東側区域の拡張予定に伴う公園の見直し計画策定の際、公園内に計画されていた体育館整備の建設残土の発生が予測されていました。

計画にあたって、計画地がほぼ平坦な地形であり単調な景観となることを防ぐため、建設残土を活用した修景的に効果の得られる丘の造成によって、さまざまなシーン景観、パノラマ景観の形成のほか、**シーケンス景観の演出**が計画されています。



図 4.4.4 修景的な丘の造成位置

地形のアンデューレーションによる変化のある景観形成、視線の誘導、眺望点となるなど、景観演出のための丘が計画されている。



図 4.4.5 シーケンス景観の演出

- A：芝生広場の広がり
 - 前方に2つの丘
 - 両側を丘に挟まれ視界が閉ざされる
 - 眼下に広がる疎林の間に池が見える
 - のびやかな武蔵野広場の広がり
- B：ビスタの通った並木道
 - 山裾の樹林帯
 - 築山と対比された広場の広がり
- C：ゆるやかにカーブする並木道
 - 両側の樹林帯で視界が閉ざされる
 - 築山と対比された広場の広がり



写真 4.4.14 Aルート沿いのシーケンス

一部は計画に沿って整備されており、Aルート的前半に相当する部分では、写真に示すように2つの丘で両側が閉ざされる → 前方に広がりが見えてくる → カーブを曲がると開放的な広場のシーケンス景観を体験できる。

※参考文献 4-4-3 より

事例紹介

歴史ある水辺をシンボルとして活用した公園（富山・県立富岩運河環水公園）

地区計画（とやま都市MIRAI計画）のシンボルゾーンとして、富山の自然と富岩運河の歴史を活かし、地域の文化や未来を見つめ創造するオアシスとなるべく整備された親水文化公園であり、市民の憩いの場として広く利用されています。

歴史ある富岩運河の旧舟溜まりを利用した水辺空間を中心に、両岸に遊歩道や芝生のスロープを配置して憩いと親水の公園機能を演出し、泉と滝の広場とあわせて、景観的にも都市のシンボルとなっています。



写真 4. 4. 15 運河まつり



写真 4. 4. 16 野鳥観察舎



写真 4. 4. 17 公園と調和のとれた周辺施設



写真 4. 4. 18 水辺のカフェ

※参考文献4-4-5より

※参考文献4-4-3より

(3) 協働による公園の景観形成

公園の景観は、地域住民の暮らしの質を高める重要な要素であることから、住民や地域の企業、団体との協働が重要です。整備の早期の段階から参加の場を提供し、**対等で持続的なパートナーシップ**を構築することが望まれます。

(4) 管理運営計画の作成

構想・計画段階から維持管理・活用段階まで長期にわたる公園における良好な景観形成のためには、一連のプロセスが一貫した考えのもとに進められなければなりません。

指定管理者等管理運営を担う主体にも設計意図を確実に伝えることが重要であり、構想・計画段階から維持管理・活用段階まで**一貫して景観形成の方針を管理できる**管理運営計画を作成することが重要です。

4-4-3. 設計段階

設計段階は、調査・計画段階で示された景観形成方針の実現に向けて、造成、植栽、施設等の詳細を定め、具体的につくりあげる段階である。

設計段階では、景観の基盤形成（地割、造成、植栽、園路や汀線の処理等）のあり方、公に要求される機能・施設と景観との調和のあり方、公園の魅力をもっと高めるための景観演出のあり方等を検討することが望ましい。

- 調査に基づく綿密な計画は、**地域の理解と愛着**に繋がります。



写真 4.4.19 調査に基づく綿密な計画 ※参考文献 4-4-2 より（茨城・市立古河総合公園）

- 地域を紹介する施設でもあるため、新たな視点場ができることで**地域の振興**に繋がります。



写真 4.4.20 新たな資源の創出 ※参考文献 4-4-2 より（山梨・中央道-談合坂 SA）

(1) 自然要素を主体とする景観基盤形成

公園の景観は、自然物を主たる要素とすることから、公園内及び周辺の地形・水系、植生、気象等の自然条件を十分に踏まえた設計を行うとともに、周辺の自然やスカイライン等との連続性に配慮します。特に、公園の景観において水辺は重要な要素であり、池、河川等水辺を有する公園においては、それらを積極的に活用することが望まれます。

また、植栽設計にあたっては、樹木等の生育条件や、時間の経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意します。

① 地形、植生、生物等の活用

都市の中で自然を感じられる空間である公園では、地形の変化や水面、樹木や草花等の植物と、これらによって形成される空間構成が景観の基盤となります。

そこで、できるだけ自然の地形や水系を景観の骨格として活かすことを基本とし、地域の自然になじんだ景観を創出するよう配慮することが必要です。特に、丘陵地等の自然環境が豊かな地域に位置する公園においては、自然の地形や植生、水系、野生生物等を活かしつつ、極力、人工を感じさせない景観を形成することが重要です。

また、都市的広場等の場合にも、水や植物等自然要素を取り入れて、都市内の自然的空間を創出することが望まれます。

○背景のスカイラインを損なわない配慮

背景に山並みの眺望を有する位置に立地する公園においては、これと調和した景観を形成することが重要です。

具体的には、以下の手法が考えられます。

- ・スカイラインの連続性を損なうような建築物や工作物をつくらない。
- ・建築物の屋根勾配をスカイラインの角度と調和させる。



写真 4.4.21 背景のスカイラインにあわせた屋根曲線
曲線のリズムは、背景に調和するだけでなく景観に変化を与える。
※参考文献 4-4-3 より（新潟・国営越後丘陵公園）

○園内に生息する動物の活用

公園に生息する動物は、景観に四季の変化や動きを加える重要な要素であり、積極的に取り込んでいくことが望まれます。そのため、植生や水辺等、動物の生息条件を十分理解し、生息環境を保全・創出していくことが重要です。



写真 4.4.22 園内に生息する動物
飛来する水鳥が、季節感や楽しさを演出している
※参考文献 4-4-3 より（東京・都立浮間公園）

○都市的広場でも水と緑は重要な要素

都市的広場においても、都市内で自然を感じられる空間として、植物や水等の自然要素を導入することが望まれます。

その場合、自然要素であっても、池や流れの形状や樹木の配置を幾何学的なデザインとするなど、地域の特性や周辺景観にあわせた都市的景観を形成することもひとつの演出方法です。



写真 4. 4. 23 水景施設

都市的デザインのピラミッド型の水盤と並木が都市景観にうらおいを与えている

※参考文献 4-4-3 より（神戸・市立六甲道南公園）

② 水辺の景観の活用

水辺の景観は、都市の中でうらおい感や開放感の得られる貴重な存在です。公園区域内や隣接する河川等の水辺は、景観資源として積極的に活用することが望まれます。

水辺の景観の活用にあたっては、視対象となる水面の形状や水質に配慮します。また、水景を望む視点場づくりも重要です。

さらに、水の景観演出の方法としては、水面に映る木々や建物の姿を活かすことも効果的です。



写真 4. 4. 24 潤いをもたらす水辺の景観

水辺のなだらかな芝生や水面に張り出したデッキから、水の景観を楽しむ

※参考文献 4-4-3 より（東京・都立代々木公園）



写真 4. 4. 25 水面の活用

シンプルな形態の建築を水辺に配置して、緑と建築が水面に映る美しい景観を形成している。

※参考文献 4-4-3 より（北海道・市立札幌芸術の森公園）

③ 植栽設計にあたっての配慮

植栽は公園の景観の質を左右する重要な要素であり、植栽設計にあたっては、植物の生育条件や、樹木の生長による景観変化に留意します。

○土地の条件や気候風土になじむ植栽

植栽は地域の気候風土やその土地の土壌条件等にあった樹種の採用を基本とします。それによって、地域に馴染まない景観となることを防ぐとともに、管理負担を軽減することができます。そのことが、将来にわたって良好な景観を形成し維持していく上でも有効です。

○樹木の生長等による景観変化に留意

樹木は時間の経過に伴って生長するものです。この特性を十分に理解し、設計段階から、時間変化を見越した景観イメージを明確に持ち、植栽設計に反映させていくことが重要です。



写真 4.4.26 植栽の生長

公園整備当初苗木として植えられた植物が、年を経て生長し、現在では豊かな緑を形成している
※参考文献 4-4-3 より（東京・国営昭和記念公園）

④ 自然にならう園路や汀線の処理

自然を基調とする景観の中では、園路線形や池等の汀線等エッジ部分の処理が重要です。曲線を用いたり自然の素材を用いたりするなど、自然にならい自然と調和するよう配慮することが望まれます。



写真 4.4.27 自然にならう園路

雑木林の中の園路は、間伐材を活用した自然な園路を整備している
※参考文献 4-4-3 より（埼玉・市立大和田緑地公園）

（2）機能・施設「用」と景観「景」との調和

公園の機能の面から整備する施設等においては、公園の景観形成方針を損なわないよう、ゾーニングやデザイン上の配慮を行うことが必要です。

例えば大規模な運動施設等は、公園全体の景観を損なわないようにするとともに、緑豊かな景観の中でスポーツが楽しめようようにすることが機能面からも望まれます。

① 景観と調和させる施設デザイン

公園においては良好な景観形成は本来の目的であり、要求される機能や施設という「用」を整備する場合に、景観「景」を損なわないようにする必要があります。

公園内の施設は、景観にアクセントを与える一方、景観にそぐわないものとなる可能性があります。基本計画で設定した景観形成方針を踏まえ、複数の施設を一体的にデザインする、植栽によって遮蔽したり印象を和らげるなどの工夫を行うことが重要です。



写真 4. 4. 28 遊具をアート化して、機能性と景観性を融合させた例
アート作品を入れれば良好な景観を形成できるというわけでもない。
※参考文献 4-4-3 より（東京・港区立檜町公園）

○機能上必要であるが景観的阻害要因になりがちな施設のデザイン

公園内には、倉庫やストックヤード、トイレ、各種設備、サイン類等、機能上必要ですが景観的には好ましくない施設や煩雑になりがちなものがあります。

これらの設計にあたっては、景観に配慮したデザインとするとともに、公園の中心部や主要な入口付近等の目立つ場所への配置を避けたり、遮蔽植栽を施すなどの方策が考えられます。



写真 4. 4. 29 備蓄倉庫の遮蔽
野球場スタンド下の備蓄倉庫の前面が植栽で修景されている。
※参考文献 4-4-3 より（神奈川・市立平塚総合公園）

○大規模な施設のデザイン

体育館やスタジアム等の大規模な建築物や構造物は、配置、形態、色彩、素材等を工夫するとともに、十分な修景植栽を行い公園施設として緑の景観と調和させることが重要です。

また、これらは目立つことはやむを得ないものとして、むしろ新たなランドマークを形成するよう、質の高いデザインとすることも考えられます。ただし、周辺景観との調和に十分配慮されていないと、周辺から浮いた印象を与える景観阻害要因ともなりかねないことに注意が必要です。



写真 4. 4. 30 緑の景観との調和

ゆるやかな曲線を描く屋根のラインと建物のボリューム感を緩和する緑の丘のラインとが調和した美しい景観を形成している。
※参考文献 4-4-3 より（愛知・小牧市スポーツ公園総合体育館）

○駐車場への配慮

大規模な公園では駐車場の規模も大きくなり目立つことが多くあります。道路から大規模な舗装面が直接見えないような配置の工夫や緑化等により、公園の玄関口にふさわしい良好な景観を創出していくことが望まれます。



写真 4. 4. 31 緑にかこまれた駐車場

※参考文献 4-4-3 より（東京・都立砧公園）

○イベント広場の平常時と利用時の景観

イベント空間や野外ステージ等の施設は、利用されていない時には殺風景な空間となりかねません。利用時以外は芝生の広場やゆとりのある広い通路として整備するなど、平常時と利用時の両方の景観への配慮が求められます。



写真 4. 4. 32 イベント広場

グリッドパターンで平常時の景観に配慮している

※参考文献 4-4-3 より（東京・都立代々木公園）



写真 4. 4. 33 イベント施設

コンサートやパフォーマンスの舞台となるミュージックシェルは、広場の景観に焦点を与えるオブジェとなっている。なお、建物内には控室と便所が組み込まれている。

※参考文献 4-4-3 より（北海道・市立モエレ沼公園）

② 公園全体のデザインコントロール

施設や植栽の設計にあたっては、建築物からサイン類やごみ箱に至るまで、その配置、規模、材質、色彩等に、景観形成方針に沿ったデザインが求められます。

特に、公園内のサイン類は利用に伴って無秩序に追加されることも多く、基本となる色彩や形態、ピクトグラム等を定めるガイドラインを作成するなどの**デザインコントロール**が有効です。

事例紹介 

公園全体の景観的調和を図るサインのデザインコントロール（福岡・国営海の中道海浜公園）

公園全体のサインの色や形、使用するピクトグラム等を定めた「サインマニュアル」が策定されています。これに基づいてデザインをコントロールし、煩雑な景観となることを防いでいます。

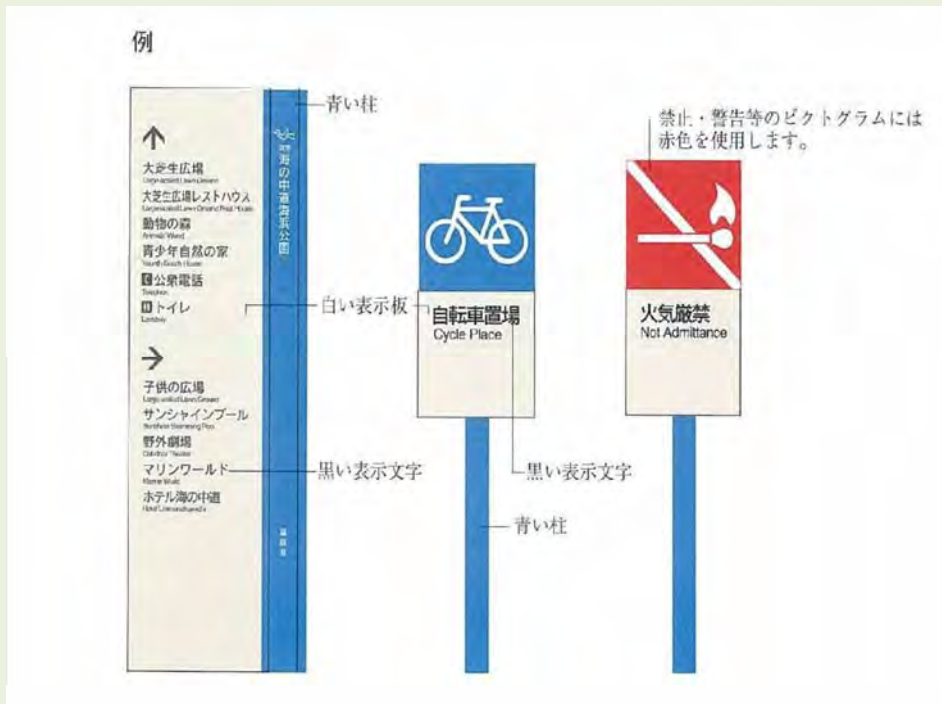


図 4.4.6 公園全体の景観的調和を図るためのサインのデザインコントロール

※参考文献 4-4-3 より

(3) 景観演出

公園の景観をより魅力的にするために、基本計画における景観形成方針を踏まえて、以下のような技法を用いて景観を演出することが重要です。

- ・地形や空間の変化を利用したシークエンス景観の演出等、**ストーリー性のある景観**の形成
- ・背景の山並みの借景、周囲の景観を眺める眺望ポイント整備等、**公園区域内外の景観資源の積極的な活用**
- ・公園内に生息する動物や植物による四季の変化、夕日の景や夜景といった特定の時間に現れる景観の活用等、**季節変化や時間変化のある景観**の形成
- ・大規模なお花畑、シンボルツリー、噴水など、**花や水等による魅力**の形成
- ・見た目の景観に加えて、音や香り、触感など、**五感で楽しめる景観**の形成
- ・見る－見られる関係の演出など、**人々の利用する姿を活かした景観**の形成

① 景観演出のポイント

景観演出は、どのような景観を形成し、利用者にどのようなイメージを想起させるかといった目標像を明確にし、その実現のために構成要素や利用者の動きをどのように操作するかを考えることが重要です。

また、景観演出にあたっては、対象景の操作だけでなく、視点場を心地よくすることにも配慮します。

② シークエンス景観の演出

例えば、樹林に囲まれた園路を曲がると一面のお花畑の景観が眼前に広がるなど、園路を歩きながら見える景観を変化させたり、園路から景観資源を**見え隠れ**させたりして、**シークエンス景観を演出**することで、利用者の印象を深めることも可能です。

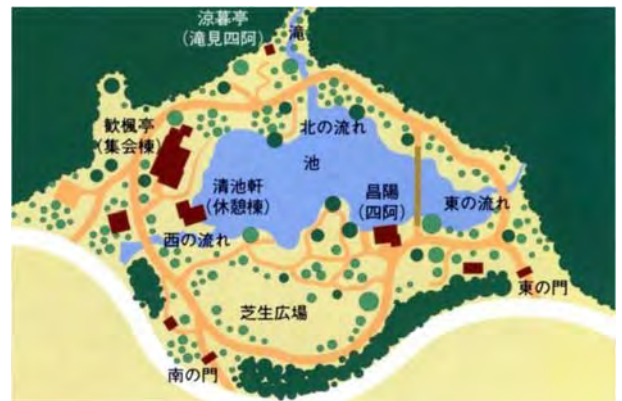


図 4. 4. 7 伝統的な池泉回遊式の手法を取り入れた日本庭園



写真 4. 4. 34 西の流れ

※参考文献 4-4-3 より (東京・国営昭和記念公園)



四阿からの眺め



北の流れ

③ 借景等外部の景観資源の積極的な活用

公園外の景観を借景として取り込むことや、町を俯瞰する視点や夜景が楽しめる視点を公園内に整備することは、魅力づくりに役立つ手法です。

景観構造上は、視点場の適切な配置と前景となる部分の処理が重要となります。

借景の場合には、広場や園路、植栽により **ピスタを通す**、周りの植栽や地形により **額縁効果を演出する**といったことが効果的です。

また、対象景がよくても視点場の状況によっては魅力が低減してしまうことから、心地よい視点場づくりも必要です。



写真 4.4.35 地域のシンボル「桜島」を借景
桜島の形状にあわせ噴水とシンプルな空間構成でシンボリックに見せる工夫をしている。
※参考文献 4-4-3 より（鹿児島・県立吉野公園）



写真 4.4.36 背景の山並みの眺望をとりいれた広場の景観
（山梨市・県立笛吹川フルーツ公園）

④ 特定の季節や時間に現れる景観の活用

公園は、都市において **身近に自然の変化にふれることのできる空間**であり、花や紅葉、野鳥や昆虫等四季の景観変化を感じさせることが重要です。夕日や夜景等、特定の時間帯に現れる景観を楽しめる公園も魅力的です。

また、歴史的建造物や植物のライトアップも景観演出として効果的です。



写真 4.4.37 四季の変化
春の新緑、秋の紅葉の美しい樹林は、季節を感じさせる魅力ある景観を呈している。
（富士吉田市・県立富士北麓公園）



写真 4.4.38 しだれ桜のライトアップ
秋には紅葉のライトアップも行われている。
※参考文献 4-4-3 より（東京・都立六義園）

⑤ 花や水等による魅力の形成

大規模なお花畑や花壇、樹形の美しいシンボルツリー、高く吹き上げる噴水等、花や水等による演出は公園の魅力を高めるものです。



写真 4.4.39 一面のお花畑のスケールによる演出
傾斜を利用して花壇を設置することで視認性を高め、効果的に演出している

※参考文献 4-4-3 より（兵庫・国営明石海峡公園）



写真 4.4.40 広大な広場の中のシンボルツリー
広場ののびやかな景観のアクセントとなるとともに樹木の美しさも感じられる

※参考文献 4-4-3 より（東京・国営昭和記念公園）



写真 4.4.41 最大噴上高 25m に及ぶダイナミックな噴水
噴水の動きは、見る者に感動を与える魅力的な景観である

※参考文献 4-4-3 より（北海道・市立モエレ沼公園）

⑥ 五感に訴える景観づくり

視覚的な景観だけでなく、音や香りなど五感で感じる要素も総合的に取り入れることは、景観演出において有効な手法です。

具体的な整備の方向としては、下表のような方策が考えられます。

さまざまな感覚を活かして楽しむための整備の方向

整備の視点	整備の方向
視覚に訴える	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望や水辺景観を楽しむ視点場を整備する ・補植や間伐により園路周辺の植栽密度を変化させ、明暗の変化を感じさせる ・噴水や風で動くモニュメントなど景観に動きを加える ・施設の形態や色彩でアクセントをつける 等
触覚に訴える	<ul style="list-style-type: none"> ・そよ風や木漏れ日を体感できる広場や疎林を整備する ・せせらぎや池の水に触れる場を整備する ・大木の近くに園路を配置したり、枝葉に触れても安全な樹木を園路沿いに補植して、木肌や葉に触れて楽しめるようにする ・石畳の固い舗装、ウッドチップの柔らかい舗装等園路の舗装を変えて足裏の感触を変化させる 等
聴覚に訴える	<ul style="list-style-type: none"> ・せせらぎや滝の音が聞こえるように園路を配置する ・噴水等、音も楽しめる場所にベンチを配置する ・野鳥の声を楽しめるよう、食餌木の補植や水場等の整備等によって野鳥を誘致する ・広葉樹主体の林間や草原に園路を配置し、風にそよぐ葉ずれの音を楽しめるようにする ・水琴窟、鹿脅し、風鈴等をモチーフとした音のするモニュメントを設置する 等
嗅覚に訴える	<ul style="list-style-type: none"> ・花や葉の香りがよい樹種を園路沿いに補植する ・草本類の匂いを楽しむため、間伐等により光量を確保することにより多様で豊かな林床植生を形成する 等
味覚に訴える	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェ等飲食施設を導入する ・農業公園等で季節の果物を味わえるようにする ・文化財庭園でお茶をふるまう 等



写真 4.4.42 池を背にしたベンチ
ベンチに座っていても、小さな噴水の奏でる音が水辺を感じさせる。
※参考文献 4-4-3 より（東京・都立代々木公園）



写真 4.4.43 多彩なハーブで嗅覚にも訴えかける
※参考文献 4-4-3 より（茨城・国営常陸海浜公園）

⑦ 利用する人々も景観構成要素

公園の景観は、利用されることで生き活きとした情景が生まれるものです。どんなに美しい構成の空間で

あっても、使われていないとその景観的魅力は低下します。

公園を利用する人々の姿も重要な景観構成要素であり、例えば水辺で遊ぶ子どもの姿が見える場所にベンチを配置するなど、利用する人々の姿を見せる工夫をして、「見る－見られる」の関係を演出することも効果的です。



写真 4. 4. 44 子どもの遊ぶ姿が景観資源となっている

※参考文献 4-4-3 より（北海道・国営滝野すずらん公園「子どもの谷」）



写真 4. 4. 45 公園の中で行われる結婚式

公園内のレストランの屋外のカフェテラスは、食事をする人と公園内を散策する人の間に、「見る－見られる」の関係を演出している。
※参考文献 4-4-3 より（東京・都立日比谷公園）

(4) 外からの見え方への配慮

公園は地域の顔となる場合も多く、周辺から見てランドマークとなるような量感のある緑や施設をつくったり、シンボルとなる広場空間をつくるなど、全体の景観を意識した景観形成が望まれます。

一方、公園の整備にあたっては、土地の造成等を伴うこともあり、周辺の景観資源や眺望の保全にも配慮するとともに、隣接する河川や道路等関連する事業と連携を図ることが望まれます。

① 周辺からの見え方を意識した良好な景観形成

周辺の都市景観との調和に配慮しつつ、量感のある緑を形成することを基本とし、周辺のビル等高所からの見え方にも配慮します。

○量感のある緑の形成

緑豊かな美しい都市の景観を形成するためには、周辺から見て量感のある緑を形成することが重要です。その場合、周囲から見られやすい場所に効果的に高木を配植するなどの工夫が大切です。



写真 4. 4. 46 既存樹木に加え、大木を補植した4列並木市の中心部のシンボル空間として、市民や観光客に親しまれている。
※参考文献 4-4-3 より（岐阜・各務原市民公園 学びの森）

また、既存の大木や古木を活かしたり、地域を代表する高木の並木に育てるなど、風格のある緑、地域のシンボルとなる緑のような質の高い緑を形成することも重要です。

○ランドマークの形成

公園の景観は都市の顔となるものであり、地域のシンボルとなるようなランドマークを形成することも検討します。具体的には、展望タワーなどの工作物をランドマークとしてデザインするほか、築山をつくるといった手法がありますが、タワー等の構造物をつくる際には、地域の景観特性などを踏まえ、**違和感を生じないような配慮**が必要です。



写真 4.4.47 展望塔をランドマークとしてデザインした例
※参考文献 4-4-3 より
(沖縄・国営沖縄記念公園「熱帯ドリームセンター 遠見台」)

② 周辺景観や眺望の障害の回避

都市内に残る緑の核や郊外の田園地帯、周辺の丘陵地などに公園が新たに整備される場合には、今まで地域の景観として親しまれていた資源の一部を整備することによって改変する可能性があります。

このような場合、公園整備が周辺景観にどのような影響を与えるかをあらかじめチェックし、地域の重要な眺望ポイントから人工物が見えないように工夫するなど、**マイナス影響を最小化**するような対策を講じる必要があります。

そのためには、周辺からの見え方について調査、予測、評価する環境アセスメント的な調査検討が必要です。この景観面での影響調査は以下のような手順で実施します。

公園が都市地域の景観に与えるマイナス影響の回避の手順

- 公園の予定区域周辺の景観特性を把握し、予定区域が地域の景観構成上重要な資源となっているかどうかを確認する。
- ① 公園の区域が概略どの範囲まで見えるかを地形図などであらかじめ検討し、その範囲内の不特定多数の人が利用する視点（例えば道路、駅、公園、河川の堤防や河川敷、レクリエーション施設、学校等の公共施設等）を抽出する。
 - ② それらの視点の現地調査により、公園の予定区域が見えるかどうか、見える場合にどの程度見えるか、造成面や人工的な構造物が見える可能性があるかどうかといった影響の可能性を把握する。また、その視点からの眺めが素晴らしいものであるか、利用している人は多いかなど、視点としての重要性を把握する。
 - ③ 視点としての重要性と影響の可能性から、特に影響検討を行うべき重要な視点を抽出する。
 - ④ 重要な視点について、現在の緑の資源がどの程度減るのか、あるいは造成面や人工的な構造物がどの程度どのように見えるのかなど、公園整備による影響を予測し、必要に応じて写真上への合成やコンピュータグラフィックスを作成する。
 - ⑤ その予測結果を受けて、景観上の影響が大きいと考えられる場合には、造成の範囲、構造物の配置や高さなどの代替案を検討し、地域の景観への影響を極力小さくするよう計画や設計にフィードバックする。



写真 4. 4. 48 構造物の外からの見え方への配慮の例
 景観を楽しめるよう、展望デッキを整備したが、デッキの見え方のシミュレーションが行われている。
 池の堤体から目立たないように木製とされたほか、植栽によって修景している。
 ※参考文献 4-4-3 より
 (香川・国営讃岐まんのう公園)

③ 周辺施設と連携した景観形成

市街地内の日常的に目にふれる公園では、外周部は都市景観の構成要素として重要であり、フェンス等で景観の調和を損ねないようにすることが重要です。

また、公園に隣接する河川や道路等、関連する事業と連携を図り、境界部の処理等において景観の一体化・連続性を確保することも重要です。

○河川との連続性

河川とのつながりでは、広がり感やうるおい感をもたらす水辺の景観として活用することが有効です。

また、公園区域内に池・流れ等の水景施設を設け、連続性のある水辺の景観を形成します。



写真 4. 4. 49 河川で整備された緩傾斜護岸の上に整備された公園
 住棟まわりの緑地とも一体的に整備されている。
 ※参考文献 4-4-3 より (東京・区立石川島公園)

○道路との連続性

道路とのつながりでは、外周道路の植樹帯と公園外周部の植栽地を共通性のある樹種や配植を統一し、**広がりのある景観を持った緑地帯を創出**していく、歩道の舗装からの一体的な空間を形成するといったことが考えられます。



写真 4. 4. 50 公園と道路(歩道)が一体的に整備された例
 ※参考文献 4-4-3 より (東京・都立日比谷公園)

○公共施設との連続性

公園は、美術館や博物館等の公共施設と隣接することも多くあります。公園と公共施設の外構を一体的につくり、連続した広がりのある空間を形成することで、景観面の向上が図れるとともに、共同イベントの開催など、利用上の相乗効果も期待できます。そのためには、敷地の境界部に塀等を設けない、公園からの建物の見え方に留意する、といったことに最低限配慮する必要があります。



写真 4.4.51 公園と美術館が一体的に整備された例
公園の芝生広場に美術館の作品を展示している。
※参考文献 4-4-3 より（島根・市立松江湖畔公園 岸公園）

④ 公園を核とした周辺への景観形成の展開

公園を核として、周辺の地区と一体的に良好な景観を形成することは、都市全体の景観形成の上で重要です。しかし、現実には公園の周りに高層建築物などにより、公園からの眺めが阻害されたり、視点場の雰囲気損なわれることもしばしばみられます。

特に庭園の周辺などにおいては、景観行政と連携して、周辺の建物の高さや広告物等に制約をかけるなど、公園を核として良好な景観を誘導していくことが望まれます。

なお、公園の周辺に景観条例に基づく景観形成地区等を設定して建築物の高さを制限している例や、公園の眺望地点からの見え方に応じて段階的に高さ制限をかけている例、公園の周辺に地区計画を設定して一体の景観形成を図っている例などがみられます。

事例紹介

親水公園沿線に景観地区と地区計画を設定（東京・区立一之江境川親水公園）

公園周辺に景観地区と地区計画をあわせて設定し、建築物の高さ、屋根形態、色彩等の基準を設定。公園と周辺の一体的な景観形成を図られています。



写真 4.4.52 親水公園沿線に景観地区と地区計画を設定



図 4.4.8 地区の範囲

景観地区および地区計画の範囲は、親水公園と並行する道路から20mの範囲となっている。

※参考文献 4-4-3 より

事例紹介

公園都市のセントラルパークにふさわしい景観づくり（岐阜・各務原市民公園 学びの森）

大学の農場跡地という歴史と、周辺に教育施設が立地する公園であり、広い芝生広場にはシンボルツリーの大イチョウをはじめとする旧大学から受け継がれた大木が立ち並び、中心市街地にありながら広大な緑地空間を有し、市民の憩いの場として利用されています。市では、公園都市（パークシティ）を目標にまちづくりを進めており、学びの森一帯は地区計画において、市民の中心的憩いの場となるセントラルパークとして整備することが位置づけられました。



整備にあたっては隣接する福祉センター等との景観的な調和や、**元通りをよゝめることで閉化効果を抑える**といった配慮を行うとともに、公園内も公園外周部の美しい並木道「学びの森プロムナード」、「陽だまりの丘」をビスタストップとして水景を適宜配置しながら伸びやかな景観を形成する「原っぱ」、緑の海原にぽっかりと浮かぶ雲をイメージしたカフェテラス「雲のテラス」、積極的に緑化された「庭園駐車場」等、公園都市にふさわしい景観づくりに配慮した整備を行っています。



写真 4. 4. 53 カフェテラス

緑の海原にぽっかりと浮かぶ雲がイメージとなった



写真 4. 4. 54 並木道

冬季にはイルミネーションで飾られる

なお、学びの森や周辺の教育施設群を含む地区は、景観法に基づく景観計画において重点風景地区に位置づけられ、“公園都市としてふさわしい緑のまちづくり”をテーマに良好な景観形成が進められています。

※参考文献 4-4-3 より

事例紹介

ビスタを強調して魅力的な景観を演出（札幌・市立前田森林公園）

市の「環状夢のグリーンベルト構想」における拠点公園として、新たに「森林」を作り出した公園である。ふるさとの森、つどいの森、野鳥の森等、公園の半分が森であり、春の桜から秋の紅葉まで一年を通して樹木が作り出す美しい景観を楽しむことができます。

この中で、展望ラウンジから手稲山に向かって約 600mのカナール（運河）が伸び、両側の 240 本程のポプラが空を仰ぐビスタ景は、ヨーロッパの庭園を思わせる景観を呈しています。



B：カナール D：展望ラウンジ
O：ポプラ並木 X：サンクンガーデン
C：壁泉

図 4.4.9 ビスタ景を演出するカナール周辺の施設配置



写真 4.4.55 展望ラウンジから臨む、背景の山岳へのビスタ景

※参考文献 4-4-3 より

事例紹介

各種イベントが都市景観を彩る商業地の広場公園（千葉・市立千葉中央公園）

商業地区の中心部にあり、開園当初から遊具等は置かず修景池を中心とした広場が整備されたが、時代のニーズに対応すべく、中心市街地活性化等に資する各種イベントにも対応できるように、都心部に貴重な緑陰を提供するケヤキ（市の木）とモニュメントで修景された広場公園として再整備されました。

広場は、落葉したケヤキをイルミネーションが飾る「ルミラージュちば」など、さまざまな中心市街地活性化関連イベントの拠点として周年利用されている。イベント時は周辺の街路まで花や光に彩られた景観が形成され、小規模な広場公園ながら中心市街地活性化の要として機能しています。



写真 4.4.56 各種イベントが都市景観を彩る商業地の広場公園



写真 4.4.57 各種イベントが都市景観を彩る商業地の広場公園

※参考文献 4-4-3 より